



「人事・賃金制度等の見直し」に対する基本要素 Part 8

◎通勤手当（自動車等）の増額を以下のとおりとすること。

(1) 2 km未満	月額 2,000 円	(7) 30 km以上	月額 19,700 円
(2) 2 km以上	月額 4,200 円	(8) 35 km以上	月額 22,800 円
(3) 10 km以上	月額 7,300 円	(9) 40 km以上	月額 25,900 円
(4) 15 km以上	月額 1,0400 円	(10) 45 km以上	月額 32,300 円

「1 km 未満」であっても通勤に変わりはない！通勤にかかる費用は会社が保障するべきだ！

- ・通勤とは「自宅から会社に向かう行為」であり、距離の長短で本質は変わらない。
- ・会社施策による異動や配置変更により、通勤環境は社員の意思とは無関係に変化している。

◎自動車等の通勤を認められた社員に対し「駐車場代（駐輪場合含む）」を支給すること。支給額は実費とし、上限は月額 10,000 円とすること。

自動車等で出勤をするためには駐車場を借りることが必要であり、

会社がその費用を負担するべきである！

- ・地方では公共交通機関のみでの通勤が困難であり、会社施策による遠距離通勤により自動車通勤をしなければ出勤できない実態がある。
- ・ガソリン価格高騰に加え駅周辺の月極駐車場代は高額で、通勤手当を上回る自己負担が発生している。

◎新幹線等による通勤について、東海道新幹線の熱海以遠、北陸新幹線の上越妙高以遠、北海道新幹線の新青森以遠も認めること。

会社施策による「異動」や「柔軟な働き方」で長時間通勤が増えている社員の疲労軽減のため

新幹線等による通勤範囲の拡大が必要だ！

- ・会社施策により、居住地と勤務地の距離が拡大するケースが増えている。
- ・現行の新幹線通勤区域外からの通勤は在来線の長距離利用により通勤時間が増え、通勤疲労が生じている。

◎単身赴任に関わらず独身の社員に対しても自宅、賃貸住宅に帰省する際は帰省用交通費を支給すること。

自宅から通うことができない社員の生活実態は様々である！

単身赴任者も独身者も帰省することには変わりはない！

- ・会社命令により遠方で勤務している。月に3～4回実家に帰省するとなると購入券だけでは補えない。「独身」「既婚」関係なく帰省用交通費は支給するべきだ。
- ・独身者は赴任先の寮やアパートが居住地という考え方になっているが、親の介護や病院への送迎等で実家へ帰省しなければならないことも多くある。